

原 著

## 福祉系大学・短期大学における英語教材調査と リーディング教材開発研究

清水雅子\*<sup>1</sup> 佐久川肇\*<sup>1</sup> 小林春男\*<sup>1</sup>

### 要 約

福祉領域における英語リーディング教材開発にあたって、まず全国の福祉系の大学・短期大学(日本社会事業学校連盟校)で使用されている教材調査を行い、英語教育におけるリーディングの位置付けと教材種別を確認した。その結果、オーラル・コミュニケーションと同程度にリーディング教育は重要な位置を占めていることが明らかとなった。教材種別は、圧倒的に異文化理解および時事英語が多く、国際化の時代に対応しようとする教育側の姿勢が反映されている。しかし、福祉を学ぶ学生を対象とする新しい教材開発をめざす本研究にとって、自作教材と ESP (English for Specific Purposes) 教材は量的には多くないが注目に値する。福祉領域における ESP の S は、その対象者が多岐に亘ることに由来する多義性が福祉の特有性であると考え、教材のテーマを検討した結果、その福祉特有の多義性、多岐性を具体化する「人間・人権・いのち」とした。本教材開発は純粹の、と言うよりも広い意味での ESP 教材開発である。

本稿の主要目的は、英語教材を調査し、それによってリーディングの位置付けを確認し、教材作成の基本方針を検討、作成手順を決定することである。その結果作成した教材実例および授業活用方法を参考に示した。

### 1. はじめに

1991年の大学設置基準の改正に伴う大綱化に合わせて、各大学はカリキュラムと教育内容の見なおしを続けてきた。比較的歴史の浅い多くの福祉系の大学機関も例外ではない。設置基準改正によって卒業要件としてしぼりのあった教養科目と外国語、保健体育は自由にカリキュラムを組めることとなった結果、特に教養部解体の焦点であったとも言える外国語教育は、内外から厳しい批判の目に晒された。その批判は、「長年「役にたたない」読解中心英語教育が続いた」ことにあったのは事実であろう。「外国語はコミュニケーションの手段、いわばツールである。日本人は外国語学習に多大の時間とエネルギーを投与しながら、簡単な会話さえできない。」また、多くの大学の中では、「英語の授業数は多いのに専門書も読めない」という声は頻りに聞かれた。特に理工系の学部では産学協力体制が強まる中で企業側からの要請もあり、また、他の理系学部の学問分野でも英語運用能力の育成が急務となったことも、見逃せない理由であろう。専門課程側からは、コミュ

ニケーション能力と専門英語の理解を中心とした教育要請がなされた。一方では、大学は少子化、大学教育の大衆化という問題にも直面し、より実益に即した内容を求められるようになった。そのような外部からの批判を受けて、外国語教育、特に英語教育の関係者は反省と改革に迫られた。

この時代の変化の中で、今回、福祉領域のリーディング教材を開発・作成するにあたって、とかく批判の対象であったリーディング教育の位置付けを確認することとした。まず全国の福祉系大学の英語教育内容を調査し、対象教育機関を福祉領域の学部・学科における1・2年次基礎教育課程の英語教育の種類と教材の内容を調査・分類した。それらを参考として、どのような内容と形式の英語教材が福祉領域にふさわしいかを検討した。その場合もっとも重視されるのは、教材作成の基本理念と教材選択であると考え、研究を進め、その結果としての教材の作成経過および教材実例の一部を示した。その意味で本稿の趣旨は言語研究ではなく、また、有効な読み方指導に適應される読解理論研究でもなく、オリジナ

\*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 医療福祉学科  
(連絡先) 清水雅子 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

リティがありメッセージを伝えることのできる教材の開発を目標とした。

2. 最近の福祉系大学・短期大学における英語教材の特徴

独自の教材開発にあたって参考とするために、日本社会事業学校連盟加入の福祉系大学・短大における英語教育の種類と使用英語教材の調査を行った。

1) 調査方法は、

- ① 大学のシラバス(2003年度)から使用テキスト名を調査。
- ② シラバス送付依頼教育機関は日本社会事業学校連盟加入校から、学部・学科名に「福祉」を含む大学を抽出した。その名称は「社会福祉」「保健福祉」「看護福祉」「医療福祉」「発達福祉」「福祉心理」「人間福祉」「コミュニティ福祉」「国際福祉」「健康福祉」「福祉社会システム」「老人・児童福祉」「介護福祉」「総合福祉」「生活福祉」「福祉情報」「福祉文化」など多様であった。
- ③ 依頼校数は100校、協力校77校(本稿末に掲載)であった。
- ④ 使用テキストを抽出、内容別に分類した。
- ⑤ 使用テキスト中、リーディング教材名を抽出、内容別に分類し傾向を調べた。

以下はその結果である。

表1 調査テキスト使用数

テキスト総数	1008
国公立大学	159
私立大学	820
私立短期大学	29

(ただし、依頼協力校の内12校は内容の記載がない、あるいは独自の教育を实践、その他の理由でカウントしていない。)

2) 調査テキストの種別と使用数

(1) テキスト種別

- A リーディング
- B コミュニケーション(リスニング・スピーキング・ディベート等)
- C 作文
- D 文法
- E 基礎英語(含む語彙学習)
- F 資格試験(TOEIC, TOEFL, 英検)
- G 総合

H その他

I 不明

付記: 1. 自主教材の件数は31。ただし自主教材のみの大学および、テキスト併用の場合はカウントしていない。

2. 外国研修制度を設けている大学は4校。

(2) テキスト種別使用数: 種別A~Iは上記に準ずる

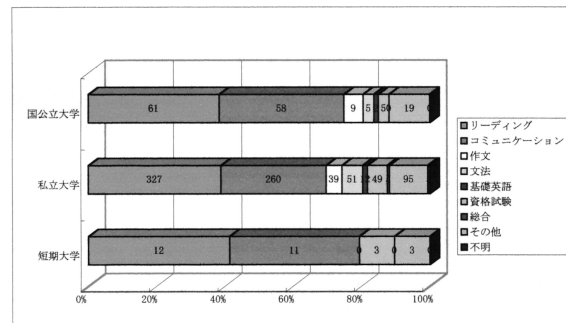


図1 テキスト種類と使用数

(3) リーディング教材(上記種別A)の内容別分類と使用冊数

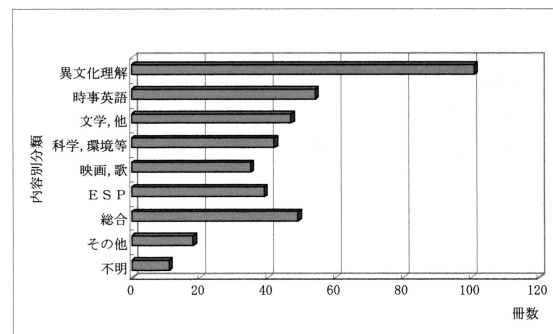


図2 リーディング教材の内容別分類と使用冊数

以上の調査結果から以下の3項目が大きな特徴として捉えられた。

- ① リーディング及びコミュニケーションのための教材使用数が極めて多い。
- ② 多様な種類の英語クラスを設けている。
- ③ リーディング教材の内容は、異文化理解のための教材が圧倒的に大勢を占めている。

この傾向は、大学・短期大学すべてに共通して見られ、それには大綱化以来の要請に対する英語教育者の反省と実践が反映されていると推測される。しかし、大学によって幾分種別のウエイトの措き方に違いがみられるのも事実である。オールラウンドな英語教育を意図する大学が多いが、中には明確に資格試験対策に焦点を当てた大学、リーディング中心、コミュニケーション中心を打ち出した大学もある。

教材は自作教材のみを使用する、あるいは大学独自の教材を作成・出版している大学もある。これらシラバスには教師たちの努力が滲みでていることを実感した。

個々に分析すると、ほとんどの大学で「聞く・話す」能力を育成するクラスが準備されている。このように、大学において話す・聞く教育に多くの時間を割くようになり、必ずコミュニケーションのためのクラスが準備されているのは、福祉系の教育機関だけではないことはさまざまな教育関係の報道からも周知のことである。この傾向は、言葉の運用は、「聞く・話す・読む・書く」の4技能のバランスのとれたものであるべきで望ましいものであるし、また、外国語習得が母国語習得を模倣する、という事実から、外国語学習において「聞き・話す」が重要視されるのは当然である。しかし人は膨大な時間を費やして母国語を習得することを考えると、外国語習得にも当然時間をかけるべきであり1年次から4年次までの一貫性のあるカリキュラムを必要とするであろう。今後、小・中等学校のコミュニケーションのための英語教育が徹底するならば、現在の大学教育で行われているそれはレベルアップし、他の「読む・書く」という2技能との連携も実行され、着実な語学力の上昇が見られる時代がくるかも知れない。今回の調査では明らかでないが、他の情報源によると、1年次はすべて英語を母国語とする教師によって、コミュニケーション能力を育成するカリキュラムを実行する大学もある。これまでの「話せない」日本人の弱点を補う目的であると考えられるが、いわゆる楽しいお話しクラスに終始することなく、「大学生にふさわしい」聞く・話す能力習得の成果を評価できるシステムを早急に構築する必要があると思われる。さらに、コミュニケーションを、即、会話と考えるのは危険であることを念頭においておく必要がある。確かに、われわれの手許にある情報があって、それを離れている他人に届けば、コミュニケーションが成立してことになる<sup>†1)</sup>。しかし、どのような英語教育・教材であっても、次のような言葉に関する認識は重要であると思われる。

ことばは、人間においてただ「コミュニケーションのための手段」というだけのものではない。ひとくちで言えば、「ことばを持つ」ということはもっと深い人間の本質的なこころの働きと結びついており、それを踏まえて人間はその文化のさまざまな面で創造的な営みをなしているということである<sup>†2)</sup>。

後に述べるが、福祉という際立って人と関わる領域

においては、上記の言葉に対する認識が必要であろう。

次に、大学教育が大衆化し、学力・関心共に多様な学生を受け入れなければならない、という問題を抱えている最近では、多様な英語を教える英語クラスを用意することが必要とされ、調査においてもそのような対策傾向が見られた。例えば TOEIC・TOEFL 対策のような、従来は自己学習にまかされていた英語教育も多く見られた。また、歌や映画、CD ROM の使用、あるいは基礎学力の補充教材や中学校用の文法教科書の使用も見られた。

先に「読む」クラスは批判にさらされていることを指摘したが、軽視されているわけではなく変わらず主要な位置を占めている。ただかつて主流であった「文学系統のテキスト」は激減し、「異文化理解」と「時事英語」が圧倒的に大勢を占めている。実際に役だつかどうかは別として、文学ほど人生を教え人間を教えるものはないであろうが、おそらく英語は英語、教養は教養、という分別が進み、英語教育に教養は不要、という批判に対応した結果であろう。また、単独のライティングクラス・文法クラスは少ない。ライティングには例えば「e-メールを書く」といった新しい内容が見られた。文法は従来から敬遠される傾向にあったが、純粹の文法教育ではなく他の英語教材の中に組みこまれている可能性がある。学力の低レベル化への対策であろう、中学校文法を復習するクラスを設けている大学も見られた。

最後に自作教材と ESP を種別項目に独立させたのは、どの種別に属するか不明であることと、リーディング教材開発の視点から注目に値すると考えたからである。ESP は多くの理系・専門色の強い教育機関では増加傾向にあるが、福祉系で数量的に少ないのは、福祉教育機関の歴史がまだ浅く、教材開発が進んでいないためと考えられる。本稿も、厳密な意味での ESP 教材ではないが、広い意味で ESP 教育を目指すものである。

大学をめぐる最近の動向である少子化・大学の大学の大衆化に合わせて、それぞれの大学が大学そのものの個性をアピールする時代となった。外国語教育内容にもさまざまな努力と工夫が見られ、看板は華やかで魅力的である。が、大きな視点で見ると同じような教育傾向が見られることは不思議である。真剣に各大学がそれぞれにふさわしい独自の英語教育を考えなければならない時期である。と同時に「何を」を問題にして対策をたてるだけでなく、「どう」教えるか、が重要であろう。教育は教室運営をするひとりひとりの教師の力量と感性と学生の努力に懸かっている部分が大きいからである。

最後に、付記として、外国語の履修単位の減少と選択必修化が見られる。これもまた大綱化の影響、そして学生の多様化、学力・質の変化に対応した外国語履修単位と他の基礎教育科目の同一視、多様化する科目とのバランスによると考えられる。しかし、必須単位を従来そのままにしている大学もある。また、以前から日本人は「読む・書く」は得意とされているが、果たしてそうであったか疑問である。それは「話す・聞く」場合のように即時性を要しないからである。それぞれの内容と評価基準の検討が必要である。また、どのように外国語の学習効果に現れるかは、かなりの時間経過をみなければならないであろう。他大学のカリキュラムを参考にするのはよいが、そのアレンジで事足りりとして、時代の流れや現状に対応しながら右往左往した結果、言語習得の4つの技能がすべてダウンすることがないよう教育方法と教材選びがなされなければならない。

### 3. 福祉領域におけるリーディング教材に必要なものは何か？

#### 3.1. ESP 教材の必要性

まず、大学という場で英語教育をどのように考えればよいであろうか。大学の教育は、義務教育で行われる英語教育とは異なる側面があるはずだ。大学という場は、より広い意味での教養教育と狭い意味での専門教育を行う場であるという役割をもつ。原点に戻れば、教育は、「広い知識を与える」ことが目的の教科と、「より狭く、より深く」志向する教科とがある。特に専門領域の国際化が進む中で英語を位置付けると、英語は時と場合によっては後者に属してよい教科ともなりうる。

将来に直結する“すぐ役立つ”教育内容と教科からのみ成り立つ大学は、もはや大学とは呼べないであろう。例えば福祉の専門職は現場において英語は不要であるかも知れない。将来、福祉領域の職種において英語を実際に用いることがないとしても、福祉は特に国際的な流れと無関係ではありえない。福祉という領域においても国際交流は活発である。急速に発展した日本の福祉が、必要に迫られたものから国際的な認知を得るよう発展するには、さらに日本の福祉を国際社会へ発信していくには、英語は必要不可欠な言語である。例えば、日本の人権保護の動きは、児童・女性・高齢者・障害者・労働者・一般人すべての国民を対象として、ほとんどすべて国際的な要請や約束事に促されて実現していると言ってもよい。しかし、逆に先進国の一員として国際社会における貢献を期待されてもいる。福祉領域のリーダーシップを発揮する人材を育成するとすれば、英

語運用能力は不可欠である。

調査においてリーディングは主要な位置を占めていることが確認された。その教材内容は、異文化理解のためと時事英語の教材が主流を占めていることは、上記の理由によると思われる。国際社会としての一員として役割から見ても、確かに会話を中心とするコミュニケーション能力に加えて、異文化理解、時事英語あるいは福祉領域の英語および英語文献を読む能力も必須とされるであろう。

しかし、この状況を踏まえた「福祉領域にふさわしいリーディング教材開発」という趣旨に沿おうとするとき、「福祉の特殊性」に基づく教材が必要と考えられる。それでは、福祉の特殊性とは何であろうか？例えば、用語規定をする辞典には「福祉」は次のように説明されている。

広義には人々の幸福・安寧を意味する概念であり、狭義には欧米において伝統的に貧困者に対応するサービスを意味することから、救済的・慈恵的な社会弱者への制度や援助観として捉えられることが多い<sup>†3)</sup>。

あるいは、社会福祉を次のように規定している。

社会福祉という概念は、多義的である。…ここにちでは、社会福祉は一般に実態概念と目的概念にあたる次の二つの意味で用いられている。一つは、社会成員の幸福な状態をもたらす手段・方法を意味し、さまざまな生活上の困難や障害、すなわち生活問題を解決・緩和・予防することを目的とする<sup>†4)</sup>。

他の辞書・参考書にも、多少の違いはあっても上記と類似の説明を見出すのみである。福祉の職域があらゆる年齢の、あらゆる層の人に関わるために対象領域は極めて広く多岐に亘り、その原理原則も他分野に比べて明確ではない。それはどの国においても福祉が人々の困窮を救うため、困窮する人々への具体的な援助から始まり、やがて保障制度として法律化される過程を辿る性質をもつ以上、当然であろう。そして多くの実学の分野がそうであったように、福祉学は今なお形成途上にある。そこで、他の職域と相違する福祉の大きな特徴であるこの多義性・多岐性という特殊性を考慮して独自の ESP 教材作成の出发点とした。

ESP は歴史的に見て、理・工学系の学問領域でニーズが始まった英語教育法の一つであるが、近年では、医・歯・薬・看護を始めとする医療系、あるいは

は農学等の領域でも常識となってきた。それは ESP がひとつは職業上の目標のための英語であることと、もうひとつは学校のような場で、学習者が選んだ学術上の専門分野で用いる英語習得を目標とすることにある。ふたつの二つの領域は区分が明確でなくがオーバーラップするが、Robinson によると、ESP プログラムが共有する基準と特徴をもつ定義は、以下のように説明される<sup>†5)</sup>。

- ① 目標指向型。言語そのものの学習が目的ではなく、結果よりも手段を重んじる。
- ② 学習者は多くの場合、成人であること。
- ③ 学習に当てることができる時間はたいがい限られること。
- ④ 同質性（学問的背景や職業など）があると予想されること。

そしてリーディングがなぜ ESP であり、教材なのか？という理由をも次のように説明される。

ESP において、初期から現在まで引き続き関心の中心の対象となっているのは、読む技能である。このことは、学生の母語で教育が行われている場合を除いて、世界中のほとんどの学問研究において、英語が教科書や研究報告における「文献言語」として要求されている、という現実的かつ国際的な理由によるものである。

（また）教材の立案という側面が重要であり、その立案上の選択を決定する時、それが置かれた状況が中心的な重要性をもつ。…状況とはより広い教育的および社会政治的な状況と、変化や改革に対する態度をも意味する。

福祉系の学生の学問的背景や職業上の同質性は、理工系・医療系の学生と同様に極めて高く、その意味でも ESP は効果的と考えられる。

しかし、福祉領域の英語にターゲットを絞る時にひとつの問題に行き当たる。理系分野や、文系でも法律・経済などの分野で用いられる英語は比較的限られている。それに比べて、はじめに触れたように、福祉領域は福祉特有の性質に由来してそれらとは異なる様相を見せることが福祉の specific であること踏まえた教材を立案する必要がある。

### 3.2. ESP の困難

リーディング教材を検討する前に、次のような ESP に対して常に指摘される問題に対してどう応え

ればよいか一応触れておく。

あらゆる時代を通じて世界的な規模で論じられてきた最も重要な争点は、どの程度 ESP 教師が学習の者の専門科目や職業に通じているべきか、あるいは、教師はそれらの分野における専門家であるべきだ、英語教育や ESP の訓練は後から受ければいいのか、ということである。単一の答えはない<sup>†6)</sup>。

ESP 英語教育に関する論議「英語教師が専門英語を教えることはできない」「学生は ESP の訓練は後から受ければよい」に対してここで言うように単一の答えはないであろう。これは専門の教師側からも英語教師からも指摘されてきた、根強いしかも一見正当な批判である。単純な批判例は、専門英語は専門教員が専門用語を300とか500とか教えればそれで済む、という意見であった。ESP は必ずしも用語教育ではないのである。語彙習得は ESP の重要なしかし一部に過ぎない。ESP 教育は、英語教師が教えることの出来る範囲内の、英語教育の一部である。ただし、実践するためには、専門領域と英語領域および両領域の教師同士が有機的なつながりが必要である。それは、英語教育を管理上の問題を越えてトータルで考える視点が必要であろう。

ESP は専門教育者が担当すればよい、英語教師は基礎教育課程に専念するという考えが、多くの大学で主流を占めている。しかし英語習得の効果から見ると、専門家に備わっている専門知識と英語教師に備わっている英語教育の能力とが必要とされるのであり、両者の相互理解と努力が不可欠である。教育が場所占めで終ってはならない。

既述したように、すべての教育の変革はそうであるが、この ESP が実践されるにも、理想をいえば教育上の改革が必要とされる。しかし、本来 ESP は教育法の一部であって、むしろ教師のサービスとして運用される側面が強い。カリキュラム改革が壁になるならば、担当教員の教育内容に自由裁量と柔軟性を与えれば実現可能である。英語教師は英語という伝達のための道具の使い方を教える役割をもつと同時に、教育（教える）任務もあるとすれば、道具の選択を任されてもよいのではないだろうか？金槌にも種類はいくつかあるのだから、学生の多様性を受け入れると併せて、教育者側の特性に基づく自由裁量も認めてよいのではないだろうか。

調査結果にも見られように、1・2年次に多種のクラスが準備されるのであれば、福祉領域においても専門教育導入のための ESP がそのひとつとして

用意されてもよいのではなかろうか？ ESP が効果的である理由は、何よりも学生に中学校・高等学校とは異なる内容であるために、新鮮な気持ちを持たせ、強力な英語学習の動機づけとなることである。また、早い時期がのぞましい、というのもその理由である。

#### 4. 教材作成の基本方針と具体化

実際の教材作成にあたって、既に指摘した福祉特有の性質をまず考慮した。もう一度言葉を変えて言えば、それは次のようにまとめることができる。

- ① 福祉の理念と目的は、「人の人として幸せ = welfare」を実現することにあり「人間」が福祉のアルファでありオメガである。
- ② 福祉職の専門性とは、社会生活を営む上で問題や困難をもつ人を援助することにある。

この2つは、特に1・2年次において福祉のESPを実践するとき障害となりうる。というのは、「人間をどのように見るか」、「人間はどのような存在であるか」という認識を、一般英語で教えることは可能である、という考えも成り立つからである。しかし専門への橋渡しとして英語教育を考えると、重要な意味をもつであろう。

これらの事柄を踏まえて、以下の手順で教材開発に着手・実行した。

- (1) まず初めに、福祉領域にふさわしい教材作成の基本方針を、
  - ① 将来の専門領域である福祉の理念を育成する英語教育のための教材を作成する。
  - ② 福祉の理念を具体的に表現する内容の教材を選択する。
 とした。これらの基本方針に則した教材を選ぶとき、それらは教養か、実用かというような明確に対象を分割することは度外視し、相互に補い合うものを目指した。教育の現場でその教材をどのように活用するかは教師にゆだねられた部分が大いであろうと考えた結果である。次に、
- (2) 基本方針に基づいた構成を考える。
- (3) 基本方針と構成に基づいた教材資料収集を行う。
- (4) 作成した教材それぞれが有機的なつながりを持ち、全体として一貫性をもつよう関連付ける。

細部に亘っては次のような事柄を考慮した。

- ① 内容に、読み手へのメッセージがあること。

- ② 教育的でしかも学生が関心・問題意識をもち、福祉領域の学生として啓発される英文を選ぶ。
- ③ 半期で終了できるよう読む時間を考慮し、訳注・補足説明を加える。
- ④ 英文理解のために必要な語彙・文法の説明を加える。
- ⑤ 英文理解を確かなものにするために、質問を設ける。
- ⑥ 学習が完結することなく、専門課程へと発展する構成にする。

#### 5. 作成経過

- (1) まず初めに、基本方針を“福祉の理念を育成する英語教育”としたが、前述の「人の人としての幸せ = welfare」を学習するために教材構成を熟慮した。具体的には、すべての人間が人間らしく生きるには何よりも“個人としてのいのち”が“社会的存在”として認知されることによって実現できるのであり、福祉を学習する基盤である、という基本的認識に立って構成・教材選択を行った。
- (2) 福祉の対象は多岐に亘るが、学習者の理解を容易にするために各章を対象者別に児童・障害者・高齢者・女性・被差別者・ボランティアとした。
- (3) 各章を次のような構成とした。
  - ① 法律・国際条約を通して一般的・普遍的な事柄を知識として学習する。これらは、福祉系学生の基礎知識として必須である福祉・人権に係わる原則を示すものに留める。
  - ② その他の教材は、テーマに添い、しかも基礎的な知力で理解可能な範囲から選んだ。変化をもたせるためにさまざまな内容と文体の英文を選ぶ。教材は、過去数年間、英語の授業で紹介、使用したものを含んでいる。英訳のないものは、翻訳する。
  - ③ これまでの教材作成実践の体験上好評であったコラム欄を設ける。コラム欄は、学生に息をつかせると共に、問題意識を与えるには押し付けがましくならず効果的である。ただし章のテーマから外れず発展的であるよう心がけて書き下ろす。
  - ④ 英語の詩のコーナーを設ける。人、いのち、幸せは何かを間接的に伝えることを意図する。曲のある詩も選んだので、音声学習に活用できるであろう。

- (4) 今回の研究目的はリーディング教材の開発であるため、実用的な福祉関連の用語は巻末にまとめて掲載、各自の学習意欲にまかせることとする。
- (5) 上記の(3)①②には、語彙・文・文法の説明、および質問を設ける。

## 6.教材実例

これまでの調査・検討に従って、学習者が福祉の原点とも言える「社会の中に生きる人間のいのち」をイメージできるものを目指して、清水が教材を選択、作成した。以下はその教材構成(案)と教材実例(案)である。実例は紙面の関係で一部に留め必要に応じて省略した。

### 6.1.教材構成

#### 教材(1)

内容：日本国憲法が保障する国民の福祉・人権  
英文：The Constitution of Japan : Article  
13, 14, 25

#### 教材(2)

内容：子どもの人権と児童虐待  
対象：児童  
英文：1 The Children's Charter (児童憲章)  
2 The Grimm Brothers' Fairy Tales:  
Ashputtel (灰かぶり)  
コラム：児童虐待について  
英詩：母と子の詩

#### 教材(3)

内容：国が保障する高齢者対策と、人としての質(QOP)を示す高齢者たちの生きかた  
対象：高齢者  
英文1：The Basic Law on Measures for the  
Aging Society (高齢社会対策法):  
Article 1, 2, 3  
英文2：Consideration on the Narayama Song  
(檜山節考)  
コラム：檜山節考と蕨野行  
英詩：日本の和歌

#### 教材(4)

内容：健康と障害は区別できるのか？  
対象：障害者  
英文1：The Constitution of the World Health  
Organization (WHO 憲章前文)  
英文2：No One's Perfect; Barrier-free Hearts  
(『五体不満足：こころのバリア・フリー』)  
コラム：障害者について  
英詩：Amazing Grace

#### 教材(5)

内容：女性と母性  
対象：女性  
英文1：Convention on the Elimination of All  
Forms of Discrimination against  
Women (女子に対するあらゆる差別の  
撤廃に関する条約) Article 1, 3, 6  
英文2：Watcher from the Shore: 曾野綾子:『神  
の汚れた手』から  
コラム：いのちの価値について  
英詩：ゴスペル

#### 教材(6)

内容：人格の中にある差別と被差別の共存  
対象：被差別者  
英文1：International Convention on the  
Elimination of All Forms of Racial  
Discrimination (あらゆる形態の人種  
差別の撤廃に関する国際条約)  
Article 1, 4  
英文2：Experiences in a Concentration Camp  
(V. E. フランクル:『夜と霧』から)  
コラム：強制収容所で起きたこと  
英詩：ユダヤ人の詩

#### 教材(7)

内容：ボランティアと動機  
対象：ボランティア  
英文：Why people volunteer?  
コラム：人は誰のために生きるのか？  
英詩：ボランティアをイメージする詩

#### 教材(8)

内容：実用的な福祉関連の英語  
1 福祉・人権に関する法律・国際条例等の  
リスト(英和対照)  
2 福祉器具のリスト(英和対照)

### 6.2.教材実例

#### 実例1 児童憲章を読む。

目的：人格としての児童が有する権利と義務を認識する。

##### (1) 導入のための説明

世界に誇る美しい児童憲章(The Children's Charter)  
児童憲章は、1951年(昭和26年)のこどもの日に制定されました。ここには児童が「人」として、「社会」の一員として、「よい環境」の中で健やかに育つことを理念として、具体的な12の指針が示されています。

1989年、国連は子どもの権利を保障する「子どもの

権利条約」を採択しました。それに先立つこと38年前、日本が終戦直後の荒廃した社会の中で掲げたこの美しいこどもの権利の宣言は、今なお世界に誇ることができるものです。憲章には法的な拘束力はありませんが、今、児童を取り巻く状況は決して望ましいものではなく、ひとりひとりの子どものために、未来の社会のために、もう一度「児童憲章を確認して実行することが求められています。

(2) 英文: The Children's Charter (児童憲章)  
We, the people of Japan, in accordance with the spirit of the Constitution\*, do adopt\* this charter to set forth proper attitude toward children and thus bring about their well-being\*

The Child is and shall be respected as a human being.

The child is and shall be given due regard as a member of society.

The child shall be brought up in a good environment.

1. All children shall be assured healthy minds and bodies and shall be guaranteed\*freedom from want\*.

以下2~12を省略。

\*印の語の注は省略

(3) 内容理解のための語彙および文法の項目の説明

#### ① WORDS

[法領域で用いる基本用語]

charter: 憲章。国家などの組織体が理想として定めた原則的な決まり。

constitution: 憲法。特定の国の憲法を言うときには、the Constitution。

他に法令やきまり、政体の意味もある。

declaration: 宣言。個人や団体、国家などが主張や考えを公にすること。

legislation: 立法、法律制定。法律を生み出し、または制定する行為。

convention: 条約。国家間の合意で、国際上の権利・義務を規定する約束。

right: 権利(通常、a right, the right)

[well-beingとwelfare]

上記Charterのwell-beingは日本語「幸福」の英語訳。well-beingとwelfareは両語とも「福祉」「安寧」「幸福」と和訳されることが

多いが、概念的にはwell-beingは「人権の尊重・自己実現」という意味である。welfareにはほぼ次のように3つの意味がある。1)広い意味で、理念的な「幸福」「安寧」とも言える。2)医療保険、年金、失業保険などの実質的な社会保障。3)狭い意味での社会保障で、主に低所得者対象の社会福祉。

[freedomとliberty]説明略

#### ② IDIOMS

in accordance of the spirit of the Constitution: 日本国憲法の精神に従って

ほか略

#### ③ GRAMMAR

the child: the + 単数普通名詞で、theの総称的用法。「...なるもの」「...というもの」という意味。

[shallの用法]

shall be respected: 尊重されるべきである。この場合のshallは、規則・法律の文言の中で3人称を主語として用いられ、「(すべき)である」「(するもの)とする」の意味。受身形と共に用いられることが多い。

[他のshallの用法]説明略

[so + 動詞 + that~: ~のように...する

(4条・12条)]

Children is so guided that they discharge their responsibilities.

こどもたちは責任を果すように導かれる。

(4) 内容を理解するための設問

#### ① 語彙の設問(省略)

#### ② 内容理解

1. 児童憲章は次の事柄について児童の権利をどのように保障しているでしょうか。

1. 家庭(2条)

2. 生活と成長(3条)

3. 労働(8条)

2. 児童はすべて教育を受ける権利があります。そのことによって、児童は何を期待されていますか?

3. 児童はすべて愛と誠実を共有しています。そのことによって、児童は何を期待されていますか?

[参考]The Convention on the Rights



of the Child ( 児童の権利に関する条約  
あるいは子どもの権利条約 ) の説明 , 省略

実例 2 Ashputtel ( 灰かぶり ) — グリム童話集か  
ら— を読む .

目的 : 虐待の構造を読み取る .

( 1 ) 導入のための説明 : グリム童話はグリム兄弟  
が集めた民話です . ( 省略 )

( 2 ) 英文 1

Now it happened that the king of the land held a feast\* which was to last three days, and out of those who came to it his son was to choose a bride for himself: and Ashputtel's two sisters were asked to come. So they called her up, and said, 'Now comb\* our hair, brush our shoes, and tie our sashes\* for us, for we are going to dance at the king's feast.' Then she did as she was told, but when all was done, she could not help crying, for she thought to herself, she should have liked to go to the dance too; and at last she begged her mother very hard to let her go. 'You! Ashputtel?' said she; 'you who have nothing to wear, no clothes at all, and who cannot even dance — you want to go to the ball? And when she kept on begging, — to get rid of her, she said at last, 'I will throw this basin-full of peas\* into the ash heap, and if you have picked\* them out all in two hours' time you shall go to the feast too.' Then she threw the peas into the ashes: but the little maiden\* ran out at the back door into the garden, and cried out —...

Then first came two white doves flying in at the kitchen window; and next came two turtle-doves\*; and after them all the little birds under heaven came chirping and fluttering in, and flew down into the ashes; and the little doves stooped their heads down and set to work, pick, pick, pick; and then the others began to pick, pick, pick; and picked them out all the good grain\* and put it in a dish, and left the ashes. At the end of one hour the work was done, and all flew out again at the windows. Then she brought the dish to her mother, overjoyed at the thought that now she should go to the wedding. But she said, "No, no! you slut\*, you have no clothes and cannot dances you shall not go.' And when Ashputtel

begged very hard to go, she said, 'If you can in one hour's time pick two of those dishes of peas out of the ashes, you shall go too.' And thus she thought she should at last get rid of her. So she shook two dishes of peas into the ashes; but the little maiden went out into the garden at the back of the house, and cried out as before —...<sup>17)</sup>.

\* 印の語の注は省略

( 3 ) 内容理解のための語彙および文法の項目の説明

① WORDS

pea : えんどう豆 . 球形の豆を言う . 凹みのある豆は bean , 平たい円形の豆は lentil .  
You slut , : おまえは汚い娘だよ . ( ののしりの表現 )

feast : 宴会 . 本来はクリスマスやイースターのように宗教的な祭日 . 宴会の意味では , 特にごちそうでもてなす . 類語の banquet は儀式的にもてなす場合用いる .

wedding : 結婚式 , 結婚記念日 . この英文ではまだ王子様は花嫁選びの予定であるので祝宴の意味で英訳されている , とされる .

maiden : 娘 , 未婚の若い娘 ( 母親の罵倒の言葉と対照的 )

② IDIOMS

could (can) not help crying : 思わず泣き出してしまった .

cannot help ~ ing : ~ せざるを得ない . ~ してしまう . help は「避ける」の意味で , help の代わりに avoid , resist など用いることもある . help の次には普通 , laugh , wander , think などの感情や思考を表す動詞が続く .  
can not but : やや古風な表現 . but は「除いて」の意味なので , 「 ~ せずにはいられない .  
get rid of : 追い払う .

③ GRAMMAR

[ 予定の be + to 不定詞 ]

was to (be to) last : 続く予定であった .

be to do はかなりはっきりした予定を表す . その他 , 転じての命令・義務・運命・可能などの意味になることもある .

例 : Not a sound was to be. ( 音ひとつ聞こえなかった )

[ 使役動詞の let ]

let (a person) go to the dance. 目的語の次に to のない不定詞が続いて , [ ~ に...させる ] .

使役動詞には let, make, have, bid, get, cause, compel, induce, allow, などがあるが, get, cause, compel, induce, allow は to 不定詞を伴う。

[ should の特別用法 ]

should like to go to the dance : 自分も踊りにいきたいものだ。

should は直説法単純現在の代わりに用いられ, 遠慮がちに, 「～したい」という希望を表現する。say, think, like, prefer, appear, seem などの動詞の前に置かれる。アメリカでは would like to を用いる。

You shall go the feast. 祝宴に行かせてあげよう。

It is all of no use. : 何にもなりやしない。無駄なことだ。役に立たない。

It is no use. との違い : of no use の場合は, あとに to-不定詞でも動名詞でも続くが, no use は動名詞が来るのが原則である。しかし実際は, どの構文も用いられ, 好まれるのは It is no use ~ ing. である。

#### (4) 内容理解のための設問

- ① 語彙の設問 (省略)
- ② 内容理解の設問

1. 王様が催す舞踏会へ行きたいと懇願する灰かぶりに母親は何をするよう命じました?
2. 母親は誰を連れて舞踏会へでかけましたか?

(5) コラム : 児童虐待の本質を考えるきっかけとする。(省略)

(6) 子どもの心を理解するための英詩 (省略)

#### 7. どのように教材を用いるか?

どのような教材も, ひとつの形になった教科書を含めて, それだけで十分というものはなく素材にすぎない。どのように活用するかは教師自身の教授スキルにゆだねられている。多くの有効なリーディング理論がこれまで紹介されてきたが, 授業は「生き物」のようなものであり, 教師が学生の気配, 呼吸を感じ取ることなく授業を進行すれば, どのように理論をもってしても, 学生にとっての授業価値は限りなくゼロに近くなるであろう。強いて本教材を活用するために用いる理論があるとすれば, 読解のプロセスを重視する方法である。特に, 人間の福祉を対象とする仕事を選ぶ学生にとって, 英文の内容

を正しいか, 間違っているか, 安易に判断させることは問題であって, 人間理解を深めることが先行するであろう。そのためには, 英文の趣旨を理解する課程に英文読解の意義があると考えられる。そのような考えに基づいて, 以下のような授業案を作成した。

授業に際しては, 学習者の学習の流れを可能な限り同一にして, プロセスを重視するために予習よりも復習を重視する。

#### 1) 教材 児童憲章

##### (1) 準備

学生に「児童がもつ権利」のうち, 知っているものを列挙させる。

##### (2) テキスト : 児童憲章を読む。

- ① 読む前に必要な語彙を指摘する。
- ② 黙読する。(読解の場合, 音読は2次的で, むしろ音声に気をとられて文章理解がおろそかになる。)音読が必要な場合は文章理解が終了後に音読をする。

##### (3) 内容理解を確認する。

- ① 項目ごとに質問をする。(あるいは学生に質問を用意させる。)

例 : 児童憲章では児童にどのような権利を保障しているか, 一項目ずつ確認する。答えられない場合は, 何につまづいているかヒントを与えて気づかせる。その際「注」などを参考にする。このプロセスがもっとも重要視される。

- ② 全体が理解できたと思われる時, 各自が設問に取り組み, 問われていることに対して, 答をノートに書く。

- ③ 答を発表する。その答に対して, 他の学生の意見を聞く。

この際, 頭かに答がひとつでない場合, 間違いとしない。

- ④ テープあるいは CD による音声を聞き, 音で内容を理解する訓練をする

- ⑤ 例えば「児童の権利」について学習内容を確認し, 最初に各自がもっていたイメージあるいは考えと比較する。

#### 2) 教材 : Ashputtel (灰かぶり)

##### (1) 準備

- ① 学生に「児童虐待という言葉聞いたとき, 何を思い浮かべるか」を50字程度に書かせる。数人に読んでもらう。

- ② 『灰かぶり』について知っていることを述べ

させる。読んだことがあれば、印象に残っていることを発表する。

- (2) テキスト：グリム童話から Ashputtel を読む。
- ① 読む前に必要な語彙を指摘する。
  - ② 黙読する。(上記と同じ)
- (3) 内容を理解する。
- ① 不明な箇所があれば、学生に質問させる。他の学生に答えさせる。答えられないときに教師がヒントを与える。本人に答を確認する。
  - ② 全体が理解できたと思われると、各自が設問に取り組み、問われていることに対して、答をノートに書く。
  - ③ 答を発表する。その答に対して、他の学生の意見を聞く。
  - ④ テープあるいは CD による音声を聞き、音で内容を理解する訓練をする。
  - ⑤ 例えば「児童虐待と児童の権利」について、最初各自がもっていたイメージあるいは考えと比較し、ノートに書かせる。

## 8. おわりに

本研究は、主として福祉領域における基礎教育課程の学生を対象にした独自のリーディング教材の開発を目標として取り組んだものである。まず参考とするために、全国の福祉系教育機関のうち日本社会事業学校連盟校に所属する大学・短大へ依頼、協力を得たシラバスによって、リーディングの位置付けを確認した。その結果、オーラル・コミュニケーションの授業の増加が見られたが、リーディングのクラスは変わらず大勢を占めていることが明らかになった。

おそらく英語教育も社会の競争原理の影響下にあって、時代の要請と少子化・大学の大量化などが反映していると思われるが、「異文化理解」が主な教材内容であった。

福祉のもつ特徴に「多義性」が上げられるが、それは福祉の対象者が人間すべての層に亘ることと、対象が多岐に亘ることに由来すると考えられた。そこで福祉がもつ特有性を ESP の S として、人権と福祉に関わる法律や条例を知ることと併せて、「人間理解」を深めるために柔軟性のある内容をもつさまざまな英文を抜粋した。本研究で最も長く時間を要したのは、教材構成に従った適切な英文、大学1・2年次生に理解可能で、しかも「読む」ことによって思考を育てることの出来る英文を探すことであった。選んだ英文が重く深い内容のものとなったのは、結果的に福祉領域の特徴をよく表すこととなった。また理想を掲げた法律や条約と、現実を反映する英

文の内容とのギャップを知ること学習のひとつであろう。

何を教え、学ぶかはもちろん重要であるが、実際授業で使用する段階になると、どのように教えるか、がもっと重要であろう。今後実際に教材を使用し、さらに内容を高めたいと考えている。また、福祉の現場で用いる福祉関連の用語等については、今回はリーディング教材開発が目的であったために、巻末に掲載するに留め、今後の課題とした。

調査協力教育機関名(回収率 77%)

[ 私立大学 ]  
 北星学園大学  
 道都大学  
 北海道医療大学  
 北海道浅井学園大学  
 青森大学  
 弘前学院大学  
 東北福祉大学  
 東北文化学園大学  
 仙台白百合大学  
 つくば国際大学  
 国際医療福祉大学  
 東京福祉大学  
 浦和大学  
 聖学院大学  
 東京国際大学  
 文京学院大学  
 立教大学  
 淑徳大学  
 東京成徳大学  
 大妻女子大学  
 東京家政学院大学  
 東洋大学  
 日本社会事業大学  
 明治学院大学  
 ルーテル学院大学  
 東海大学  
 東洋英和女学院大学  
 金城大学  
 聖隷クリストファー大学  
 金城学院大学  
 同朋大学  
 皇學館大学  
 東海女子大学  
 平安女学院大学  
 種智院大学  
 花園大学

関西福祉科学大学  
 梅花女子大学  
 桃山学院大学  
 関西福祉大学  
 神戸女子大学  
 流通科学大学  
 吉備国際大学  
 広島国際大学  
 宇部フロンティア大学  
 四国学院大学  
 聖カタリナ女子大学  
 西南学院大学  
 久留米大学  
 筑紫女学園大学  
 長崎純心大学  
 長崎国際大学  
 九州看護福祉大学  
 西九州大学

[ 国公立大学 ]

青森県立保健大学  
 岩手県立大学  
 埼玉県立大学  
 神奈川県立保健福祉大学  
 長野大学  
 福井県立大学  
 愛知県立大学

京都府立大学  
 大阪市立大学  
 大阪府立大学  
 県立広島女子大学  
 山口県立大学  
 福岡県立大学  
 大分大学

[ 短期大学 ]

浦和大学短期大学部  
 佐野短期大学  
 群馬松嶺福祉短期大学  
 富山短期大学  
 北陸学院短期大学  
 富山福祉短期大学  
 静岡県立大学短期大学部  
 愛知新城大谷短期大学

稿を終えるにあたり、シラバスを送付頂きました各大学のご協力に深謝申し上げます。また、本研究に際して参考とした多くの文献・資料は、本学会誌論文形式に統一のために割愛させていただきます。なお、本研究は平成11年度川崎医療福祉大学プロジェクト研究費の助成を受けたものであり、研究課題「国際化・情報化社会における福祉の情報伝達の調査研究」を変更しましたことを申し添えます。

注

- †1) 池上嘉彦, 山中桂一, 唐須教光: 文化記号論—ことばのコードと文化のコード。講談社, 東京, 13, 1998。  
 †2) 前掲書 †1) 5  
 †3) 庄司洋子, 木下康仁: 福祉社会事典。初版, 東京, 27, 999。  
 †4) 秋元美世, 大島巖, 芝野松次郎, 藤村正之, 森本佳樹, 山懸文治: 現代社会福祉辞典。初版, 有斐閣, 東京, 426, 2003。  
 †5) ジョンソンK, ジョンソンH: 外国語教育学大辞典。岡秀夫監修, 初版, 大修館, 東京, 145, 1999。  
 †6) 前掲書 †5) 150  
 †7) Grimm Jacob and Grimm Willihelm: *Grimm's Fairly Tales*. Puffin Books, 194-196, 1994。

(平成16年11月20日受理)

**A Survey of English Textbooks and New Developments  
in Reading Materials for Studying Welfare**

Masako SHIMIZU, Hajime SAKUGAWA and Haruo KOBAYASHI

(Accepted Nov. 20, 2004)

Key words : reading materials, welfare, life, human rights, ESP

**Abstract**

In developing new English reading materials for welfare students, we made a survey of the syllabuses of universities and colleges in the field of welfare in Japan. As a result, we found that reading classes are dominant as well as oral-aural communication classes. As for reading textbooks, their topics are mainly concerned with cross-cultural understanding and aural-oral communication. However, self-prepared materials or ESP materials, though the numbers are rather few, deserve our attention when developing new reading materials.

By taking into account the multiple features of welfare, we were able to decide upon the following theme for our textbook: "humanity, human rights and life." According to this theme, we divided our text into the following topics: the child, the elderly, the disabled, women, the discriminated, and volunteers. Each chapter concludes with two parts: 1) The Japanese law and international conventions. 2) Various English books such as fairy tales, novels and non-fictions and reference books on social welfare. We show some examples of these materials at the end of this paper.

Correspondence to : Masako SHIMIZU

Department of Medical Welfare, Faculty of Medical Welfare  
Kawasaki University of Medical Welfare  
Kurashiki, 701-0193, Japan  
(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.14, No.2, 2005 215-227)